

熊野圏域県管理河川における
水防災意識社会の再構築に向けた取組
Ver.2
(取組期間：令和4年度から令和8年度)

(案)

令和4年7月12日策定
令和5年7月11日改正

熊野圏域県管理河川水防災協議会
(大規模氾濫減災協議会)

熊野市、御浜町、紀宝町
気象庁津地方气象台
三重県農林水産部、三重県県土整備部
三重県紀南地域活性化局、三重県熊野建設事務所
国土交通省中部地方整備局地域河川課（オブザーバー）

目 次

1 . はじめに	1
2 . 協議会の構成.....	2
3 . 目的.....	3
4 . 概ね5年間で実施する取組.....	4
5 . フォローアップ.....	8

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生しました。

また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生しました。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。この答申を受け、平成 27 年 12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示されました。

このような中、平成 28 年 8 月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、東北・北海道の中小河川において甚大な被害が発生しており、県管理河川についても水防災意識社会の再構築に向けた取組を進めることが喫緊の課題となりました。

本県においても、平成 29 年 10 月の台風 21 号により紀伊半島大水害（平成 23 年 9 月）以来となる大規模な浸水被害が発生し、洪水浸水被害に対する備えが必要であることが、改めて認識されたところです。

これらのことから、熊野圏域県管理河川について、地域住民の安全・安心を担う熊野市、御浜町、紀宝町、気象庁津地方气象台、三重県、国土交通省中部地方整備局⁽¹⁾、が「熊野圏域県管理河川水防災協議会」（以下「協議会」という。）を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととしました。

協議会では、熊野圏域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえた円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水、施設被害軽減に関する取組等、大規模な氾濫時の減災対策について各構成機関の役割分担や実施時期を示す「熊野圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」（以下「取組」という。）をとりまとめました。

今後は、毎年出水期に進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしています。

1：オブザーバー（陪席者）として参加

2. 大規模氾濫減災協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

機関名	役職名
熊野市	市長
御浜町	町長
紀宝町	町長
気象庁 津地方気象台	台長
三重県 紀南地域活性化局	局長
県土整備部	水災害対策監
県土整備部 河川課	課長
熊野建設事務所	所長
(オブザーバー) 国土交通省 中部地方整備局 地域河川課	課長

3 . 目 的

協議会開催の目的

平成 27 年の関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月の台風第 10 号による大規模な水害など、現状の河川の能力を超える大水害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっています。

本協議会は、国、県、市の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確実なものとする 것을 目的とします。

目的達成のための取組項目

熊野圏域の水防災意識の向上のため、今後概ね 5 年間で以下の 4 つの項目に取り組みます。

- 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
- 2) 的確な水防活動のための取組
- 3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組
- 4) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

4 . 概ね 5 年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、以下のとおりです。

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期 (取組状況)	取組機関
1	【洪水時における河川管理者からの情報提供等】 <ul style="list-style-type: none"> ・洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるように、避難指示等の発令につながる情報を県と市町で共有します。 ・県から水位周知河川の情報等を市町長に直接電話等で伝えるホットラインの運用を行います。 ・水防情報の伝達様式を変更し、警戒レベルを運用します(令和元年度から) 	産田川	平成 29 年度から運用中 継続して実施	三重県 熊野市
2	【避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認】 <ul style="list-style-type: none"> ・「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目した防災行動とその実施主体を時系列で整理した水害対応タイムラインについて水位周知河川を対象に作成し、必要に応じて見直しを行います。 	産田川	令和元年度から運用中 継続して実施	三重県 熊野市
3	【水害危険性の周知促進】 <ul style="list-style-type: none"> ・水害危険性の確認(量水標の設置、浸水状況等の確認等) ・水位周知河川の指定の検討 	重要水防区域河川	平成 29 年度から実施中 継続して実施	三重県 熊野市 御浜町 紀宝町

4	<p>【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内で市町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成および計画に基づく避難訓練を促進する。 ・協議会の構成員に市町の高齢者福祉部局を追加する(令和元年度から)。 	産田川 他河川	平成 29 年度 から実施中 継続して実施	熊野市 御浜町 紀宝町
5	<p>【想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成・公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図を作成し、市町に提供し、説明を行います。また、必要に応じて見直しを行います。 	産田川	平成 30 年度 に実施	三重県
井戸川 市木川 尾呂志川 広田川	令和元年度に 実施			
神内川 井田川	令和 2 年度に 実施			
逢川 湊川 里川 久保川 熊野宮川 西郷川 宿谷川 伊豆明神 谷川 阪本川 片川川	令和 3 年度に 実施			
6	<p>【浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が作成した洪水浸水想定区域図や内水浸水想定区域図をもとに、洪水ハザードマップを作成し、住民に配布します。また、必要に応じて見直しを行います。 	産田川 井戸川 市木川 尾呂志川 広田川	令和 2 年度に 実施	熊野市 御浜町

		神内川 井田川	令和3年度に 実施	御浜町 紀宝町
		逢川 湊川 里川 久保川 熊野宮川 西郷川 宿谷川 伊豆明神 谷川 阪本川 片川川	令和5年度以 降着手予定	熊野市 御浜町
7	【浸水実績等の周知】 ・地域住民が水害のリスクを意識し、避難等を的確に行えるようにします。	全ての地区	平成29年度 から実施中 継続して実施	熊野市 御浜町 紀宝町
8	【防災教育の実施】 ・小中学生等の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための水防災教育を実施します。(出前講座、「防災ノート」の配布等)	全ての地区	平成29年度 から実施中 継続して実施	熊野市 御浜町 紀宝町
9	【住民防災意識の向上】 ・住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災教育を実施します。	全ての地区	平成29年度 から実施中 継続して実施	三重県 熊野市 御浜町 紀宝町
10	【水位、雨量情報の更なる周知】 ・雨量・水位情報を提供していることについて周知します。	全ての地区	平成29年度 から実施中 継続して実施	三重県 熊野市 御浜町 紀宝町

11	<p>【危機管理型水位計・量水標・簡易型河川監視カメラの設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の住民や消防団等が水位の状況を確認できるように量水標等の設置や活用をします。 	<p>危機管理型水位計</p> <p>西郷川 市木川 尾呂志川 広田川 井田川 神内川 計 6 箇所</p>	<p>平成 30 年度に設置</p>	<p>三重県 熊野市 御浜町 紀宝町</p>
		<p>その他 熊野川流域 7 箇所 相野川</p>	<p>令和元年度に設置</p>	
		<p>簡易型河川監視カメラ</p> <p>産田川</p> <p>その他 熊野川流域 2 箇所</p> <p>井戸川</p> <p>西郷川 尾呂志川 神内川 井田川</p> <p>その他 熊野川流域 1 箇所</p>	<p>令和 2 年度設置</p> <p>令和 4 年度設置</p> <p>令和 5 年度以降設置</p>	
		<p>量水標</p> <p>重要水防区域河川</p>	<p>実施中</p>	

12	【防災気象情報の改善】 <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（浸水害）洪水警報の基準の見直しを図る。 ・気象庁HPを通じた防災気象情報の提供、及び、住民への情報理解促進のための周知・広報やツールの提供。 	全ての地区	平成29年度から実施中 継続して実施	気象庁
----	---	-------	---------------------------	-----

2) 的確な水防活動のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期 取組状況	取組機関
13	【重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確認】 <ul style="list-style-type: none"> ・対象全河川の重要水防区域を年1回点検します。 	重要水防区域河川	平成29年度から実施中 継続して実施	三重県
14	【水防に関する広報の充実】 <ul style="list-style-type: none"> ・水防団員の募集、自主防災意識、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討し実施します。 	重要水防区域河川	平成29年度から実施中 継続して実施	熊野市 御浜町 紀宝町
15	【水防訓練の充実】 <ul style="list-style-type: none"> ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施します。 ・迅速かつ確実に水位情報を伝達できるよう、洪水時を想定した洪水対応演習を実施します。 	各会場 毎年1河川	平成29年度から実施中 継続して実施	三重県 熊野市 御浜町 紀宝町
16	【水門開閉訓練の実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・洪水時等に迅速な対応ができるように、水門開閉の訓練を関係者と実施します。 	全ての区域	平成29年度から実施中 継続して実施	三重県 熊野市 御浜町 紀宝町

17	<p>【市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水想定区域内の市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施します。 	<p>県市町庁舎等</p>	<p>平成 29 年度から実施中</p> <p>継続して実施</p>	<p>三重県 熊野市 御浜町 紀宝町</p>
----	---	---------------	------------------------------------	------------------------------------

3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期 取組状況	取組機関
18	<p>【洪水氾濫を未然に防ぐ対策（河川改修）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な河川改修を実施します。 	<p>計画河川</p>	<p>平成 29 年度から実施中</p> <p>継続して実施</p>	<p>三重県</p>
19	<p>【洪水氾濫を未然に防ぐ対策（堆積土砂撤去）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施する。撤去箇所については、県と市町で優先度を協議しながら選定します。 	<p>全ての区域（毎年箇所選定）</p>	<p>平成 29 年度から実施中</p> <p>継続して実施</p>	<p>三重県 熊野市 御浜町 紀宝町</p>

4) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期 取組状況	取組機関
20	<p>【想定される土砂災害リスクの周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎調査を完了し、結果を公表します。 ・ 早期に土砂災害（特別）警戒区域を指定します。 ・ 指定した土砂災害（特別）警戒区域をわかりやすく公表します。 ・ 土砂災害のハザードマップを作成し、住民に配布します。 	<p>圏域</p>	<p>平成 29 年度から実施中</p> <p>継続して実施</p>	<p>三重県</p>
			<p>令和 2 年度に実施</p>	<p>熊野市 御浜町</p>

			令和2年度から着手	紀宝町
21	【豪雨時における土砂災害に対する警戒情報の発信】 <ul style="list-style-type: none"> ・気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表し、電話により確実に市町へ伝達します。 ・三重県土砂災害情報提供システムにより危険度情報を公表します。 ・電子メールにより危険度情報を配信します。 	圏域	平成29年度から実施中 継続して実施	気象庁 三重県

5 . フォローアップ

毎年、出水期前に取組の進捗状況を確認し、出水期後にその年の出水時の対応について振り返り、次年度のフォローアップにつなげます。
必要に応じて取組の見直しを行います。